

令和 7 年度三島村低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）のご案内

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、令和 6 年度に納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族 1 人につき、4 万円（令和 6 年分の推計所得税から 3 万円・令和 6 年度分の個人住民税所得割から 1 万円）の「定額減税」が行われました。

その際、定額減税しきれないと見込まれる場合は、その時点で入手可能な「令和 5 年分所得等」を基に推計で算定した令和 6 年分推計所得税額と令和 6 年度個人住民税所得割額等を用いて、定額減税しきれない額を「定額減税補足給付金（当初調整給付金）」として令和 6 年 8 月以降支給しました。

今回、令和 6 年分の所得税が確定したことにより、下記のケースに該当する方に対し、定額減税補足給付金（不足額給付）として給付します。

※令和 7 年 6 月 2 日時点で三島村に住民登録のある世帯が対象です。

㊤ 不足金給付Ⅰ

- 令和 5 年所得に比べ、令和 6 年所得が減少したことにより、「令和 6 年分推計所得税額（令和 5 年所得）」 > 「令和 6 年分所得税額（令和 6 年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和 6 年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和 6 年度分個人住民税所得割額が減少し、不足額給付時に一律対応することとされた方など

㊤ 不足金給付Ⅱ

- 令和 6 年分所得税及び令和 6 年度住民税所得割ともに定額減税前の税額が 0 円（納税義務者本人が定額減税対象外）
- 税制上、「扶養親族」から外れてしまう（事業専従者（青色・白色）あるいは対象者本人の所得が 48 万円を超えてしまう）
- 世帯として、低所得世帯支援給付金の給付を受けていない（R5 非課税世帯 7 万円・R5 均等割課税世帯 10 万円・R6 新たな非課税・均等割 10 万円）

● 支給手続き（㊤・㊤共通）

（1）プッシュ給付方式（原則、申請不要）

対象者には「調整給付金（不足額給付分）支給のお知らせ」を発送しています。支給のお知らせが届いた方については特別手続きの必要はありません。

※支給口座を変更される方は、上記お知らせが届いてから 1 週間以内に支給口座登録等の届出書をご提出ください。（郵送の場合は、当日消印有効）

※受給を辞退される方は、三島村役場までお知らせください。

（2）確認書・申請書方式

「不足額給付Ⅰ」の対象者で市に給付金に関する口座登録が無い方は、「調整給付金（不足額給付分）支給確認書」をお送りします。また、「不足額給付Ⅱ」については、上記要件を満たすことが確認できた方に順次「調整給付金（不足額給付分）支給のお知らせ」又は「調整給付金（不足額給付分）支給確認書」をお送りします。

記載内容をご確認のうえ、支給確認書に必要事項を記入し、本人確認書類（マイナンバーカード、免許証等）の写し及び給付金の振込先が確認できる書類（通帳、キャッシュカード）の写しを添えて、返信用封筒にてご返送ください。

令和 6 年 1 月 2 日から 12 月 31 日までに三島村に転入した方で、上記「不足額給付Ⅰ」の要件を満たすことが確認できない場合、申請書（転入者用）及び添付書類の提出が必要です（「支給のお知らせ」又は「支給確認書」が届いた方は除きます）。

● 提出期限 令和 7 年 10 月 31 日（金）まで

※期限までに提出が無かった場合は、給付金の支給を辞退したものと取り扱いますので、ご注意ください。

◆ 給付金を装った詐欺にご注意ください。

不審な電話や郵便があった場合は、村または最寄りの警察署、警察相談専用電話（#9110）等にご連絡ください。

【お問い合わせ】 三島村役場民生課 不足額給付金担当 ☎099-222-3141